

第 1 農 業 編

解 説 4

VII 畜産の部

家畜飼養戸数及び飼養頭数

乳用牛及び肉用牛については、令和3年2月1日現在において、牛個体識別全国データベースの情報、(一社)家畜改良事業団が集計分析した乳用牛群能力検定成績及び畜産統計調査(過去データ)の情報により集計した。

豚、採卵鶏及びブロイラーについては、毎年2月1日現在において、各畜種の母集団から抽出された飼養者に対する往復郵送調査又はオンライン調査により実施し、集計した。

用語の解説

乳 用 牛	<p>搾乳を目的として飼養している牛及び将来搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。したがって、本統計の対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。</p> <p>乳用牛、肉用牛の区分は利用目的によることとし、めすの未経産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とした。</p> <p>ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のものは肉用牛とせず乳用牛とした。</p>
成 畜	<p>満2歳以上の牛をいう。</p> <p>ただし、2歳未満であっても既に分べんの経験のある牛は、成畜に含めた。</p>
経 産 牛	分べん経験のある牛をいい、搾乳牛と乾乳牛とに分けられる。
搾 乳 牛	経産牛のうち、搾乳中の牛をいう。
乾 乳 牛	経産牛のうち、搾乳していない牛をいう。
未 経 産 牛	出生してから、初めて分べんするまでの牛をいう。
肉 用 牛	<p>肉用を目的として飼養している牛をいう（種おす、子取り用めす牛を含む。）。</p> <p>肉用牛、乳用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分した。したがって、乳用種のおすばかりでなく、未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。</p>
肉 用 種 の 子 取 り 用 め す 牛	子牛を生産することを目的として飼養している肉専用種のめす牛をいう。
肉 用 種 の 肥 育 用 牛	黒毛和種、褐毛（あか毛）和種、無角和種、日本短角種等の和牛のほか、外国系統牛の肉専用種を肉牛として販売することを目的に飼養している牛（種おすを含む。）をいう。

	なお、子取り用めす牛を除き、ほ乳・育成期間の牛においては、もと牛として出荷する予定のものは含めないが、引き続き自家で肥育する予定のものは含めた。
乳 用 種	ホルスタイン種、ジャージー種等の乳用種のうち、肉用を目的に飼養している牛をいう。
ホルスター イン種他	交雑種を除く乳用種のおす牛及び未経産のめす牛をいう。
交 雜 種	乳用種のめす牛に和牛等の肉専用種のおす牛を交配し生産されたF1牛・F1クロス牛をいう。
豚	肉用を目的として飼養している豚をいう。
子取り用めす豚	生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。
種 お す 豚	生後6か月以上で種付けに供することを目的として飼養しているおす豚をいい、過去に種付けに供したことのある豚及び近い将来種付けすることが確定している豚をいう。
肥 育 豚	自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含めない。
そ の 他	肥育豚、子取り用めす豚及び種おす豚以外の豚をいう。また、肥育用のもと豚として販売する場合にはここに含める。
採 卵 鶏	鶏卵を生産する目的で飼養されている鶏をいう。
成 鶏 め す	ふ化後6か月齢以上のめすの鶏をいう。ただし、種鶏の成鶏めすは除く。
ひ な	ふ化後6か月齢未満のめすの鶏をいう。
種 鶏	採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏（おす及び採卵採取を行う予定のひなを含む。）をいう。
ブ ロ イ ラ 一	当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含めない。 なお、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏も含めた。
	この場合の「地鶏」とは特定JAS規格の認定を受けた鶏（ふ化後75日以上で出荷）を、「銘柄鶏」とは一般社団法人日本食鳥協会の定義により出荷時に「銘柄鶏」の表示がされる鶏をいう。
出 荷 羽 数	前年の2月2日から本年2月1日までの1年間に出荷した羽数をいう。2月1日現在で飼養を休止し、又は中止している場合でも、年間3,000羽以上出荷があれば、その飼養者の出荷羽数を含める。
飼 養 羽 数	2月1日現在で飼養している鶏のうち、ふ化後3か月未満で出荷予定の鶏の飼養羽数をいう。